

水道用液体苛性ソーダ仕様書

1 品名

水道用液体苛性ソーダ（水道用水酸化ナトリウム）

2 品質

次の(1)～(3)のうち、いずれかの項にある全てを満たしている製品であること。

- (1) 納入品が日本水道協会の品質認証品である場合、または品質認証品を水道水等の良質な水で希釈したものである製品
- (2) (1)以外で、納入品の原料や製法の条件が日本水道協会の規格を満たす場合
 - ア 原料や製法の条件が日本水道協会の規格「塩水の精製工程にキレート樹脂による方法を採用している製品」を満たすことを示す書類があること。
 - イ 品質項目が別表 1 に適合していることを示す書類があること。
 - ウ 評価項目が下表の 8 項目に適合していることを示す書類があること。評価試験に使用する試料は希釈前の製品でもよい。

評価項目	評価基準値(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.005
ニッケル及びその化合物	0.001
アンチモン及びその化合物	0.0015

設定最大注入率は水酸化ナトリウム 25%溶液の製品に対し 20mg/L とするが、局との協議により変更してもよい。

- (3) 上記(1)，(2)以外の場合
 - ア 品質項目が別表 1 に適合していることを示す書類があること。
 - イ 評価項目が別表 2 に適合していることを示す書類があること。

3 特記事項

- (1) 契約締結時、本仕様の品質に適合している証明書を提出すること。
- (2) 納入時には、その都度、試験報告書等を当局に提出すること。

別表 1 品質項目

品質項目	結果及び外観
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム(NaOH)	25以上
塩化ナトリウム(NaCl)	1.5%以下

日本水道協会規格 (JWWA K122:2005) に基づき測定すること。

別表 2 評価項目

評価項目	評価基準値(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.005
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
ホウ素及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
ジクロロメタン	0.002
テトラクロロエチレン	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
トリクロロエチレン	0.003
ベンゼン	0.001
臭素酸	0.005
亜鉛及びその化合物	0.1
鉄及びその化合物	0.03
銅及びその化合物	0.1
マンガン及びその化合物	0.005
陰イオン界面活性剤	0.02
非イオン界面活性剤	0.005
フェノール類	フェノールに換算して0.0005
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.5
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	0.5
ニッケル及びその化合物	0.001
アンチモン及びその化合物	0.0015
モリブデン及びその化合物	0.007
ウラン及びその化合物	0.0002
バリウム及びその化合物	0.07
銀及びその化合物	0.01
アクリルアミド	0.00005
二酸化塩素	0.6
亜塩素酸	0.6
塩素酸	0.4

「水道用薬品の評価試験方法」(JWWA Z109:2005) に基づき測定すること。

設定最大注入率は水酸化ナトリウム 25%溶液の製品に対し 20mg/L とするが、局との協議により変更してもよい。